

Soku足紋mon

〈発行〉
特定非営利活動法人
全国足紋普及協会

「ぼうさいこくたい 2023」で “足紋採取会”と“講演会”を開催



令和5年9月17日(日)、
横浜国立大学において
開催された「ぼうさいこく
たい2023」に出展して
“足紋採取会”と“講演会”を開催しました。

「ぼうさいこくたい」への出展は3回目です。過去2回は、釜石市と神戸市で“足紋採取会”を開催しましたが、今回初めて“足紋採取会”と併せて“講演会”を開催しました。

講演会には、杏林大学医学部法医学教室学内講師の吉田昌記様から「個人識別について」、警察謝恩伝道士、NPO法人災害時警友活動支援ネットワーク代表理事の竹内直人様から「東日本大震災を経験して～行方不明者対策の重要性」を演題として講演をいただきました。

吉田昌記様から、個人識別には指紋が有効であるが、指紋と比較して足紋には数多くの利点があるとして

①足紋は面積が広く特徴点が1,000点以上存在する(指紋の特徴点は約100点)

②偽造が困難

③現状ではセキュリティーに利用されていないなど、“個人識別に足紋が極めて有効である”などの講演をいただきました。

平成23年に発生した「東日本大震災」で、宮城県警察本部の本部長として震災対策の陣頭指揮に当たられた竹内直人様から、その経験を踏まえた教訓に基づき、巨大地震などの大災害が発生した場合の対処として

①捜索では重機が必要となる

②検視・身元確認では、捜索が進むにつれ、ご遺体の数が多くなり、収容場所の確保や検視体制の充実が必要となる

③行方不明者対策では、行方不明者の特定を正確に行うため、自治体との連携のあり方や関係法令の整備の必要性があるなどの講演をいただきました。

足紋採取会には、家族連れや報道関係者など大勢の方に足紋採取を体験していただきました。



山本事務局長(後列左)、光眞理事(後列中央)とご協力いただいたNECの方々



杏林大学医学部法医学教室学内講師 吉田昌記様



ご両親とお子様と共に足紋を採取して「足紋証明書」を受け取っていました



足紋採取に訪れたご家族連れの方々



警察謝恩伝道士、NPO法人災害時警友活動支援ネットワーク代表理事 竹内直人様



「足紋」シンボルマーク S O K U M O N

「足紋」という言葉を初めて聞いた方も多いと思います。このシンボルマークは、?マークと足裏と足紋を表現するとともに、広く「足紋」の普及（採取）をお願いする意味からお辞儀をしてい

るイメージも表現しています。また、「足紋」が身元確認に有効であることや足紋普及活動を世界で最初に取り組んだのが当法人であることから我が国の国旗「日の丸」を取り入れました。

マスコミ報道状況

茨城放送の「防災のチカラ!」というラジオ番組に、令和5年12月5日から毎週火曜日4回にわたり「身元特定で注目される手段『足紋』とは」と題して光眞理事が出演しました。



・第1回放送

「足紋」とは、足の裏にみられる皮膚の細かい凸凹のある紋様のことで、皮膚の専門用語では、皮膚紋理と呼ばれ、皮膚の表面に見える細く盛り上がった山に当たる隆線と谷に当たる溝によって形作られている。

紋様の「特徴点」とは、浮き出た線が切れたり、交わったり、交差したところなどを言う。1本の指で100点以上、足の裏全体(片足)で1,000点以上の特徴点がある。この特徴点が12点合致すれば同一人と判定する。

・第2回放送

身元を確実に特定する科学的方法には、指紋、歯型、DNA型の鑑定がある。指紋は犯罪の経歴のある方のみ判明、歯型は通院先歯科医院のカルテが必要、DNA型は血縁のある方を探さなければ検査できないなどの問題点がある。「足紋」は、指紋と同様「万人不同」「終生不変」の特徴があり、生涯で1回採取しておけばよく、費用も安価で済む利点がある。

・第3回放送

「足紋」を採取するには、コピー機のような光学的な方法でスキャンする方法と「足形」を採るように足裏にインクを塗って特殊な紙に踏み当てて押捺する方法がある。「足紋」採取を希望される方は、「NPO法人全国足紋普及協会」に電話やメールで相談してください。

・第4回放送

身元特定で「足紋」の優位性について以下の4点がある。

- ①足紋は、靴下や靴で保護されており、皮膚が厚くて損傷、腐敗の進行が遅いので残存しやすい
- ②指紋は、遺体の多くがグーに握っており、指を伸ばさなければならず採取に技術と時間がかかるが、足は投げ出されており採取に手間がかからない
- ③指紋は、一指に特徴点が約100点、足紋は、片足に1,000点以上あり照合の確率が高い
- ④足紋は、1回採取して保管しておけばよく、悪用されるおそれがない。

会員・賛助会員募集

「全国足紋普及協会」は「無縁仏」がなくなる社会を創出することが目的です。「足紋」の普及活動について関心のある方はお気軽にご相談ください。

◆事業の種類

- ・足紋に関する理解を広く周知する広報、宣伝事業
- ・地域や自治体、防災団体等での講習会や採取会の開催による普及啓発活動
- ・足紋に関する調査研究事業
- ・足紋を採取する機器、資材及び足紋の管理システムの開発研究事業
- ・その他目的を達成するために必要な事業

◆入会金及び年会費

- ・入会金 会 員(個人なし、団体 5,000円)
賛助会員(個人なし、団体 5,000円)
- ・年会費 会 員(個人 5,000円、団体 10,000円)
賛助会員(個人 1口 3,000円
団体 1口 5,000円)1口以上

◆現在の会員・賛助会員

- ・会 員 22(個人 22)
- ・賛助会員 26(個人 24、団体 2)

事務局から

元旦に発災した能登半島地震で被害を受けた石川県では、いまだ6,700戸が断水、約350戸が停電し、7,484人の方が避難所生活をしています(4/2、内閣府発表)。また、仮設住宅は1,782戸が完成し、3,379戸が建設中です(4/2、石川県発表)。

石川県では多くの方々厳しい環境の中で不便な生活を送っています。奥能登の珠洲市では殆どの家屋が全半壊していますが、現地で活動したボランティアの方々「自らがつらい状況にもかかわらず暖かく迎えていただいた」と感想を述べています。

「能登はやさしや土までも」と言われていますが、能登の方々の「自分よりも他人を思いやる心」に頭が下がります。一日も早い復旧復興を願います。

〈発行〉

特定非営利活動法人 全国足紋普及協会

〒140-0013 東京都品川区南大井 6-7-10 三栄ビル

電話 03-3298-2300

HP <https://www.sokumon.com>

E-mail jimukyoku@sokumon.com

